

西脇市立西脇東中学校いじめ防止基本方針

西脇市立西脇東中学校

1 学校の方針

本校は、校訓「自主・創造・友愛」のもと、「つながりを大切にし、豊かな心・生きる力の育成を図る」を教育目標に掲げ教育活動を展開してきた。地域に生きる次代の担い手としての自覚と責任を持ち、自らが主体的に判断して行動できる、「心豊かな人づくり」に取り組み、地域社会と連携協力しつつ、自らの夢や志の実現に向けて努力を重ね、自己の可能性を切り開くことのできる生徒を育成することを目標としている。

全校生が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。具体的には、いじめの実態調査の実施や、Q-U・ハイパーQ-U（学級満足度調査）の実施、生徒との二者面談（教育相談）の実施、スクールカウンセラーの活用などきめ細かな対策と、道徳教育の充実で生徒の内面を豊かにしていくという両面から生徒指導を進めている。

日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、学校の活性化と同時に地域の活性化を図るために地域と連携し、地域も巻き込んで生徒の社会性と規範意識を高めることを目的として実践を行ってきた。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。そして、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、管理職を含む複数教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見をするためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取組を系統的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめ解決に向けた組織対応を別に定める。

別紙4 組織対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの下、学校が主体となって、いじめ対策委員会に弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えた組織で調査し、事態の解決を図る。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、比延地区の子どもたちを考える会、三者懇談会、家庭訪問等あらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実践するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

(別紙1)

校内指導体制及び関係機関

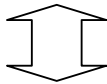
《いじめ問題対策委員会》

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年担当、特別支援担当教諭、生徒支援担当教諭、養護教諭、SC、SSW、校医、(部活動担当教諭)
(部活動担当教諭)

〈役割〉

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・校内研修会の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じないときの組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係の調査母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善



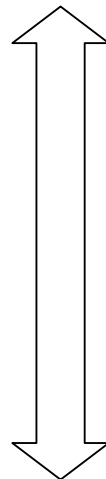
校内組織

- ・道徳部会
- ・特別活動部会
- ・学習指導部
- ・1学年
- ・2学年
- ・3学年



保護者・地域との連携

- ・学校評議委員会
- ・学校保健委員会
- ・中学校区青少年健全育成会議
等



関係機関との連携

- ・警察
- ・青少年センター
- ・学校教育課
- ・福祉部はびいくサポートセンター
- ・学校支援チーム 等

(別紙2)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

【いじめが起りやすい・起っている集団】

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

【いじめられている子】

- 日常の行動・表情の様子
 - わざとらしくはしゃいでいる
 - おどおど、にやにや、にたにたしている
 - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
 - 下を向いて視線を合わせようちしない
 - 顔色が悪く、元気がない
 - 早退や一人で下校することが増えた
 - 遅刻・欠席が増えた
 - 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
 - ときどき涙ぐんでいる
 - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 授業中・休み時間
 - 発言すると友だちから冷やかされる
 - 一人でいることが多い
 - 班編成の時に孤立しがちである
 - 教室へいつも遅れて入ってくる
 - 学習意欲が減退し、忘れ物が増えた
 - 教職員の近くにいたがる
 - 教職員がほめるとひやかされたり、陰口を言われたりする
- 昼食時
 - 好きなものを他の子どもにあげる
 - 他の子どもの机から机を少し離している
 - 食事の量が減ったり、食べなかったりする
 - 食べ物にいたずらされる
- 掃除中
 - いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
 - 一人で離れて掃除をしている
- その他
 - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
 - 持ち物や机、棚に落書きをされる
 - 持ち物が壊されたり、隠されたりする
 - 理由もなく成績が突然下がった
 - 部活動を休むことが多くなり、辞めると言い出す
 - 服に靴の跡がついている
 - ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
 - 手や足にすり傷やあざがある
 - けがの状況と本人の言う理由が一致しない
 - 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどしている

【いじている子】

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉をつかう

(別紙3)
年間指導計画

	職員会議・研修等	未然防止へ向けた取組	早期発見へ向けた取組
4月	いじめ対策チーム 指導方針・計画作成 職員会議	入学前の小学校との情報交換 学級づくり	個別面談 授業参観
5月	保護者向け啓発 職員研修会 職員会議	生活ノートの点検 地域行事参加	家庭訪問 オープンスクール 生活アンケート①
6月	職員会議	比延地区の子どもたちを考える会 生活ノートの点検	hyper-QU'
7月	職員会議 PTA研修会	生活ノートの点検	三者懇談
8月	校内研修会 人権教育研修会	(スクールカウンセラー) 地域行事参加	
9月	職員会議	生活ノートの点検	
10月	職員会議	比延地区の子どもたちを考える会 生活ノートの点検	生活アンケート②
11月	職員会議	地域行事参加 生活ノートの点検	二者懇談(教育相談) hyper-QU
12月	職員会議	生活ノートの点検 人権集会 地域行事参加)	三者懇談
1月	職員会議	生活ノートの点検	生活アンケート③
2月	職員会議	比延地区の子どもたちを考える会 生活ノートの点検	
3月	職員会議	生活ノートの点検	

《職員会議》

- ・いじめ対応チームは、スクールカウンセラーを交え1ヶ月に一度、生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。

《未然防止に向けた取組》

- ・入学前に小学校との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・生徒一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
- ・年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- ・「いじめ未然防止プログラム」の活用等による教職員のいじめ認知や対応能力の向上を図る。

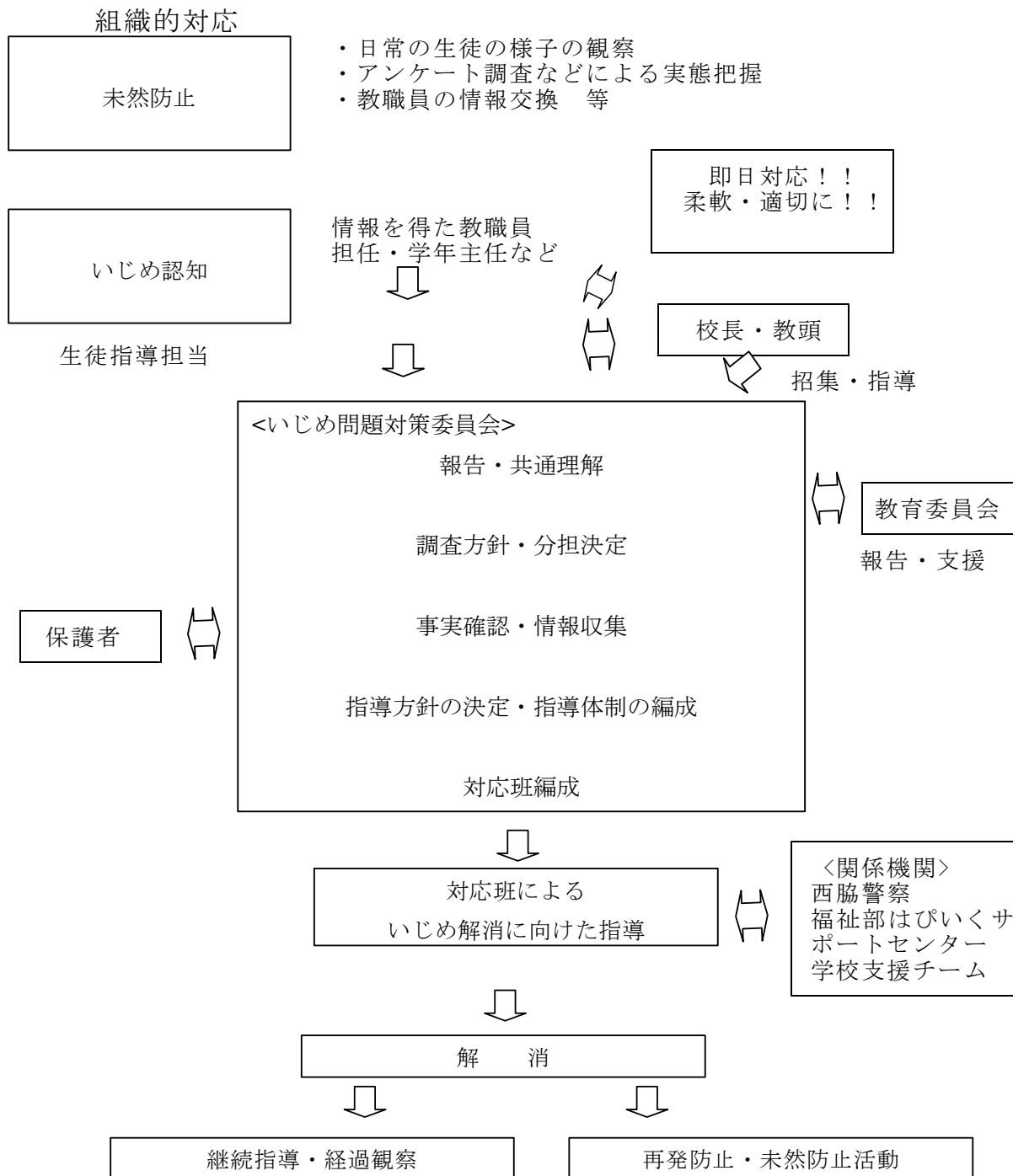
《早期発見に向けた取組》

- ・いじめアンケート(生活アンケート)を年3回実施する。
- ・Q-U、hyper-QU(学級満足度調査)を実施する。
- ・個別指導だけではなく小規模校の利点を生かし、生徒の日常の微妙な変化に対応する。
- ・カウンセラーとの連携を図り、いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言をする。

《インターネットを通じて行われるいじめへの対応》

- ・情報モラル教育の充実を図る。
- ・スマートフォン・携帯電話等の使用のルールづくりをする。

(別紙 4)



【生命又は身体等の安全がおびやかされるような重大事態の発生】

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- 事案によっては、学年及び学校全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。